

千葉市公告第 7 5 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 3 年 1 2 月 3 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 豊田ショッピングビル

所在地 千葉市若葉区みつわ台 2 丁目 12 番地 6 号、12 番地 7 号、12 番地 8 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 有限会社長右エ門

代表者の氏名 代表取締役 豊田 知一

住 所 千葉市若葉区東寺山町 700 番地

名 称 大和リース株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 北 哲弥

住 所 大阪府中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名 称 大和リース株式会社

代表者 代表取締役 森田 俊作

住 所 大阪府中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

（変更後）名 称 大和リース株式会社

代表者 代表取締役社長 北 哲弥

住 所 大阪府中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

4 変更の年月日

令和 3 年 4 月 1 日

5 変更の理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

6 届出の年月日

令和 3 年 7 月 2 6 日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

（1）縦覧期間

令和 3 年 1 2 月 3 日から令和 4 年 4 月 4 日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（2）時間

午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで